

# 役員等報酬規程

社会福祉法人  
喜清会

# 社会福祉法人喜清会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜清会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう常勤理事とは、理事長及び業務執行理事をいう。

3 本規程でいう非常勤理事とは、常勤以外の理事をいう。

4 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(会議の出席報酬等)

第3条 非常勤理事が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会又は法人が開催するその他会議（以下「会議」という。）に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 常勤理事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 非常勤理事が会議（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が会議（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第6条 評議員及び評議員選任・解任委員が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

2 評議員及び評議員選任・解任委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に関する業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及

び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が会議（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。  
（報酬の支給方法）

第8条 常勤の理事に対する報酬は、毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程（年俸）第8条の規定に準じる）に支給することとする。

2 非常勤の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員に対する報酬は、会議への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（出張旅費）

第9条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は、原則として、出張終了後、支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

（兼務役員）

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（役員等の職務証跡）

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

（公表）

第12条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

第13条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

参 考

平成27年12月26日設定（第1回理事会）

平成29年6月8日改正（第1回評議員会）

平成29年11月29日改正（第2回評議員会）

社会福祉法人喜清会  
役員等報酬規程別表

別表1 理事会出席

平成29年6月8日制定

対象者	報酬（日額）	実費弁償費
理事	15,000円（手取額）	5,000円
監事	15,000円（手取額）	5,000円
評議員	15,000円（手取額）	5,000円
評議員選任・解任委員	15,000円（手取額）	5,000円
苦情対応第三者委員	15,000円（手取額）	5,000円

別表2

平成29年6月8日制定

事由	報酬	実費弁消費
理事長業務（月額）常勤	500,000円	交通費実費
常務理事業務（月額）常勤	500,000円	交通費実費
理事業務（日額）非常勤	15,000円（手取額）	5,000円
監事監査指導業務（日額）非常勤	15,000円（手取額）	5,000円
評議員業務（日額）	15,000円（手取額）	5,000円
苦情対応第三者委員業務（日額）	15,000円（手取額）	5,000円

別表3（出張）

平成29年6月8日制定

対象者	旅費	報酬（日額）	その他
役員（理事・監事）	実費	10,000円（手取額）	

※出張対象には次の地域を含まない。

- ①東京都23区
- ②千葉県（浦安市・市川市・松戸市・流山市・野田市・船橋市・習志野市  
・鎌ヶ谷市・柏市・我孫子市・白井市）
- ③埼玉県（三郷市・八潮市・吉川市・草加市・越谷市・川口市・）